

用語の解説

あ

インクルーシブ

「ソーシャル・インクルージョン」（社会的包括）をもととし、「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念を表す。

インクルーシブ遊具

障がいの有無にかかわらず、誰でも遊ぶことができる遊具。

インバウンド

外国から自国への旅行、自国への外国人旅行者を指す。日本へのインバウンドは訪日旅行、訪日外国人観光客をいう。

ウォークアブル

「walk」と「able」を合わせた造語で、「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった語感をもつ。「まちなかウォークアブル」は、居心地が良く、歩きたくなるようなまちなか形成を目指す取り組み。

運動公園

市民全般を対象に、スポーツやレクリエーション利用を主な目的とした公園で、ひとつの市町村の区域を利用の対象範囲とし、面積は概ね15ha以上として配置する。

オープンイノベーション

自社だけでなく他社や地方自治体等、異業種・異分野が持つ技術やアイデア等を組み合わせ、革新的なビジネスモデルや製品開発等を行うイノベーションの方法論のこと。

か

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を削減し、森林などの吸収作用の保全・強化を図ることにより、温室効果ガスの排出量と吸収量との均衡を図る取り組みのこと。日本では、2020年に、温室効果ガスの排出を2050年までに全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言している。

街区公園

主として身近に居住する市民が利用することを目的とした公園で、5500m四方を利用の対象範囲とし、面積は0.25haを標準として配置する。

居住誘導区域

都市再生特別措置法に基づく、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。

近畿圏整備法

近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的としている。そのために、既成都市区域、近郊整備区域および都市開発区域という3つの政策区域を定め、それぞれの政策区域の整備に関する事項を定めた近畿圏整備計画を策定している。

近隣公園

主として近隣に居住する市民が利用することを目的とした公園で、1km 四方を利用の対象範囲とし、面積は2haを標準として配置する。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能をインフラ整備や土地利用に活用しようとする考え方。

景観行政団体

景観法に規定する景観行政を担う主体。政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能。

景観協定

景観法の規定に基づき、景観計画区域内の一団の土地の所有者、借地権者の全員の合意により結ばれた、良好な景観の形成に関する協定。良好な景観の形成に関する事柄をソフトな点まで含めて、住民間の協定により一体的に定めることができる仕組みであり、住民間の契約であるという協定の特質から、景観計画区域や景観地区で定めることができない事柄についても定めることが可能である。

景観計画

平成16年（2014年）に施行された「景観法」において景観行政団体が法の手続き（第9条）に従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のこと。

景観条例

良好な景観を形成し保全するために、景観法に基づき地方自治体が制定する条例。地方自治体ごとに、地域の特性に応じ様々な内容の条例が制定されているが、地方自治体や市民、事業者の責務や、景観計画の策定、建築物の新築等における届出制度、景観への配慮のための協議、景観形成物の指定等を規定することができる。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に係る基本理念および国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

建築協定

建築基準法に基づくもので、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進を図るために、地域住民によって設けられた建築物に関する協定のこと。条例で建築協定について定められた区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準を定めることが出来る。

建築物の耐震改修の促進に関する法律

地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体および財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的として、1995年に制定された法律。学校や病院、百貨店等の多数の者が利用する建築物（特定建築物）の所有者に対する耐震診断、耐震改修の努力義務や、耐震改修の計画の認定や支援措置などが定められている。

コージェネレーション（熱電併給）

天然ガス、石油、LPガス等を燃料とし、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

高度地区

市街地の環境の維持や土地利用の増進を図るため、都市計画法によって建築物の高さの最高限度又は最低限度が定められている地区。

国土形成計画

国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な国の計画で、国土形成計画法に基づき策定される。全国計画と広域地方計画で構成され、概ね10年間にわたる国土づくりの指針を示す。

コワーキングスペース

様々な業種・世代の人たちが同じ空間を共有しながら働くことができる場所。

コンソーシアム

共通の目標のために企業や組織が作る共同体のこと。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

さ

災害時避難行動要支援者

災害がおこった際、避難する際の情報の取得が困難であったり、避難することの必要性や避難方法について判断することが難しい方、避難するために迅速な行動をとることができず、なんらかの支援を必要とする方のこと。

サプライチェーン

製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの一連の流れ。

市街地開発事業

一定のエリアを区切って、そのエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行うもの。都市計画法においては、土地区画整理事業・新住宅市街地開発事業・工業団地造成事業・市街地再開発事業・新都市基盤整備事業・住宅街区整備事業の6種類が定義されている。

市街地再開発事業

昭和44年（1969年）に制定された都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るために、建築物および建築物の敷地とあわせて公共施設の整備を行う事業。施行区域内の権利者の権利の変換方法の違いによって、第1種市街地再開発事業（権利変換方式）と第2種市街地再開発事業（用地買収方式）とに区分される。

市街化区域

都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的にかつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第7条第2項に基づいて計画決定された区域。

市街化調整区域

都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化を抑制する区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域。

住区基幹公園

都市公園のうち、住民の日常の利用に供する比較的小規模な公園の分類のこと。規模の小さいものから街区公園、近隣公園および地区公園がある。

住民基本台帳

市町村および特別区において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する記録を正確かつ統一的に行うために整備された台帳。

集落地区計画

都市計画法第 12 条の 4 に規定する 4 種類の「地区計画等」のひとつ。集落地域整備法に従い、都市計画によって定められる。集落地区計画は、集落地域の土地の区域内で、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るための計画である（集落地域整備法第 5 条）。なお、集落地域とは、市街化区域以外の都市計画区域であって、農業振興地域内にあることが必要とされている（集落地域整備法第 3 条）。

人口ビジョン

各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもの。

総合公園

市民全般を対象に、休息、鑑賞、遊戯、運動等総合的な利用を目的とした公園で、ひとつの市町村の区域を利用の対象範囲とし、面積は概ね 10ha 以上として配置する。

た

大規模集客施設

床面積 10,000 m²超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等をいう。

対流促進型国土

国土形成計画（全国計画）において示された国土の基本構想。多様な個性を持つ様々な地域が連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な流れである「対流」を全国各地でダイナミックに湧き起こし、イノベーションの創出を促し、活力ある国土の形成を図る。

タウンウォッチング

歩きながらまちの魅力や課題を発見する手法。景観や防災、安全性などのテーマを設けて実際に地域を歩くことで、普段は気がつかない発見をできることが期待できる。

タウンミーティング

計画づくりやまちづくりの実践において、市民と行政が直接話し合いや意見交換を行う対話型の集会のこと。

多自然型の河川整備

河川の護岸整備等において、治水面の安全性は確保しながらも、生物の生息・生育環境を出来る限り改変することなく、景観にも配慮して工事を行う「自然と調和した川づくり」のこと。

脱炭素社会

地球温暖化の原因と考えられる二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする社会。

地区計画（制度）

一定区域における公共施設の配置や規模、建築物の用途や形態などに関する事項を定め、開発行為や建築行為を適正に誘導、規制する計画（制度）。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する市民が利用することを目的とした公園で、2km 四方を利用の対象範囲とし、面積は 4ha を標準として配置する。

地区整備計画

地区計画の区域において定められる、道路や公園、建築物などの整備や土地利用に関する具体的な計画。

中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画で内閣総理大臣に認定された計画のこと。

デマンド乗合タクシー

運行事業者が、タクシー車両により、事前の予約に応じて市長があらかじめ定めた乗降場所と目的地の間を有償により旅客を運送する乗合タクシーのこと。

テレワーク

ICT（情報通信技術）等を活用し、普段仕事を行う事務所・仕事場とは異なる場所で働くことにより、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

特別用途地区

用途地域の指定の目的を基本とし、これを補完するため、特別の目的から特定の用途の利便の増進又は環境の保護等を図るため、建築基準法に基づき地区の特性や課題に応じて地方公共団体が定める条例で建築物の用途に係る規制の強化又は緩和を行うために定めるもの。

都市開発区域

近畿圏整備法第 12 条第 1 項の規定により、既成都市区域への産業および人口の過度の集中傾向を緩和し、近畿圏の地域内の産業および人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣が既成都市区域および近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として開発することを必要とする区域として指定した区域。

都市基幹公園

都市公園のうち、都市住民全般の利用を対象とする比較的大規模な公園の分類のこと。総合公園および運動公園がある。

都市機能誘導区域

都市再生特別措置法に基づき、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

都市計画区域

都市計画を策定すべき地域で、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心市街地を含み、かつ、自然のおよび社会的条件並びに都市計画基礎調査等を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、および保全する必要がある区域。本市は、大津市の一部、草津市、栗東市、野洲市、湖南市の一部とともに「大津湖南都市計画区域」に属している。

都市計画法

都市計画の基本法。都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、土地利用や都市施設の整備など都市計画の内容、その決定手続および都市計画制限などについて必要な事項を定めた法律。

都市計画区域マスタープラン

平成 12 年（2000 年）5 月に都市計画法の改正が行われた際、第 6 条の 2 に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として登場。長期的な視点から住民に「都市の将来像」を示すとともに、市町村を超えた広域的な視点から、都市計画の目標や広域的、根幹的施設など主要な都市計画の決定の方針を示すもの。

都市計画決定

都市計画を一定の手続きにより決定すること。都市計画の決定権者は、原則として、都道府県知事、市町村である。都市計画が決定されると、当該都市計画が定められた土地の区域に関係する権利者などの権利に一定の制限が加えられる。

都市公園法

都市公園の設置および管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。

都市再生特別措置法

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化および都市の居住環境の向上を図るため、都市再生の推進に関する基本方針等について定めた法律。10 年間の時限立法。

都市施設

道路、公園、下水道など都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。

土地区画整理事業

宅地の利用増進と公共施設の整備改善を図るため、土地の区画形質の変更、公共施設の新設、変更を同時に行い、健全な市街地を形成する事業である。減歩と換地の制度により、公園、街路等の公共施設用地を生み出すところに大きな特色がある。

な

農村産業法（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律）

農村地域への産業の導入や、農業従事者の導入産業への就業、農業構造の改善を促進することにより、農業と導入産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的として制定された法律。

は

ポケットパーク

ベスト・ポケット・パークの略で、チョッキのポケットほどの公園という意味。都心部のまちなかで創られる小公園をいう場合が多い。

ヒートアイランド現象

都市部の気温が、郊外部の気温に比べて高い状態や都市がなかった場合に観測されるであろう気温に比べ、都市の気温が高い状態のことを言う。

フィールドワーク

調査や研究等を行う際に、テーマに即した場所（現地）に実際に赴き、直接対象物を観察したり、関係者に聞き取りなどを行う調査技法のこと。

ま

守山まるごと活性化プラン

歴史・自然・生活など地域にある“たからもの”を活かした魅力的なまちづくりを、地域が主体となって行政と連携をしながら進める指針として策定されたもの。

や

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体、国籍などさまざまな特性や違いを超えて、すべての人が利用できて、出来るだけ利用しやすい、すべての人に配慮した環境や建物、施設、製品などのデザインをしていこうという考え方。

優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業生産基盤の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。

容積率

建築基準法に基づく建築物の形態制限の一つで、「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合」をいう。

用途地域

地域地区のうち最も基礎的なものであり、都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するもの。住居、商業、工業などを適正に配置して機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの形を規制・誘導し、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たすもの。用途地域には13種類がある。

ら

立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。

リノベーションまちづくり

遊休不動産や潜在的な地域資源を活用するなど、今あるものを活かし、新たな使い方をしてみちづくりを行うこと。

緑地協定

都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。

わ

ワークショップ

元々は、「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所を意味する。まちづくりにおいては、立場の異なるいろいろな人が、共に何か作業をしながらアイデアを出し合い、意見を交換しながら合意形成を行う手法として用いられる。

ワーケーション

「work」と「vacation」を合わせた造語で、普段の職場とは異なるリゾート地や帰省先などで働きながら休暇を取得すること。

DID

「Densely Inhabited District」の略。人口集中地区のことで、日本の国勢調査において設定される統計上の地域単位である。市区町村の区域内で、人口密度が1 km²あたり4,000人以上の基本単位数が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区がこれに該当する。

DX (デジタルトランスフォーメーション)

進化するデジタル技術によって人々の生活をより良いものへと変革させるという概念。

GX (グリーントランスフォーメーション)

カーボンニュートラルの実現に向けて、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出につながる化石燃料等の使用を再生可能エネルギーや脱炭素ガス等のクリーンエネルギーの使用に転換し、経済社会の変革を目指すという概念。

Park-PFI

「Park-Private Finance Initiative」の略。公募設置管理制度。都市公園の魅力と利便性の向上を図るために、公園の整備を行う民間事業者を公募し選定する制度。

SDGs

「Sustainable Development Goals」の略。平成27年(2015年)に国連が採択した持続可能な開発目標。17のゴールと169のターゲットから構成される世界共通の目標で、地球上の誰一人として取り残さない平和で豊かな社会の実現を目指し、貧困や飢餓、福祉や教育、人権、環境、エネルギー、経済的不平等など国際社会の包括的な課題解決に向けた取り組みのこと。